

土地の掘さく等（法27）

(乙の5)

(土地の形状変更、竹木の栽植、竹木の伐採)

1. 河川の名称

準用河川 川水系 川

2. 行為の目的

3. 行為の場所及び行為にかかる土地の面積

求積図を根拠とし、小数点第2位まで記載のこと。

4. 行為の内容

掘さく又は切土の深さ、盛土の高さ等を記載のこと。

5. 行為の方法

行為に係る土石等の搬入の方法及び経路を付記すること。

6. 行為の期間

自 令和 年 月 日

至 令和 年 月 日

(許可の日から か月以内)

備考

- 「(土地の形状の変更、竹木の栽植、竹木の伐採)」の箇所には、該当するものを記載すること。
- 河川の名称は水系名、河川名を記載すること。
- 行為の場所は市町村、大字、小字及び地番又は地先を記載すること。
- 「行為の内容」の記載については、次のとおりとすること。
 - 土地の形状を変更する行為にあつては、掘さく、盛土、切土その他の行為の種類および掘さく又は切土の深さ、盛土の高さ等を記載すること。
 - 竹木の栽植又は伐採にあつては、竹木の種類及び数量を記載すること。
- 「行為の方法」の記載については、次のとおりとすること。
 - 機械を使用して土地の形状を変更する場合にあつては、その機械の種類、能力及び数を記載すること。
 - 行為に係る土石等の搬出又は搬入の方法及び経路を付記すること。
- 許可を受けた事項の変更の許可の申請にあつては、変更しない事項についても記載し、かつ、変更する事項については、変更前のものを赤色で併記すること。
- 河川法第24条の許可を要する場合は同時に申請させること。